

未支給年金等の請求に必要なもの

必要な届出の種類については、年金事務所にお問い合わせください（0823-22-1691）。
共済組合については、各共済組合にご相談ください。

■死亡届のみの場合→1～3が必要

- 1 死亡者の年金証書（添えることができない時は、その理由を届書に記入）
- 2 死亡診断書の写しなど
- 3 来訪者の身分証明書

■未支給年金を請求する場合→1～8が必要

- 4 請求者の世帯全員の住民票（続柄・本籍省略なし）
※マイナンバーが確認できるものをお持ちの場合は省略できます。
- 5 死亡者の住民票の除票（続柄・本籍省略なし）
※基礎年金番号とマイナンバーの連携が確認できる場合は省略できます。
- 6 死亡者と請求者との関係を明らかにすることができる戸籍（請求時に続柄が判断できる状態のもの）
- 7 請求者名義の金融機関の通帳
- 8 生計同一関係に関する申立書：死亡者と請求者の住所が違う場合

■遺族年金請求をする場合→1～10が必要

- 9 請求者の最新年度の所得証明書 ※マイナンバーが確認できるものをお持ちの場合は省略できます。
- 10 在学証明書、または学生証の写し（18歳未満の学生がいる場合。義務教育前の場合は不要）

《その他留意事項》

- ※ 請求者本人が申請できない場合は、**委任状**が必要です。
- ※ 年金事務所に提出される戸籍・住民票などは、希望があれば原本を返却できますのでご確認ください。